

公 告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和5年12月15日

佐賀県プロサッカー振興協議会
会長 山口 祥義

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 委託名 | サガン鳥栖懸垂幕更新業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添業務委託仕様書による |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和6年2月22日（木曜日）まで |
| (4) 設置場所 | 別添業務委託仕様書による |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部、佐賀県税事務所等に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の2の規定による屋外広告業の登録を受けていること
- (2) とび・土工・コンクリート工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有していること
- (3) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上）であること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと
- (7) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと
- (8) 県税を滞納している者でないこと
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書と関係資料を令和5年12月22日（金曜日）15時までに下記の担当機関に持参又は郵送（郵送の場合、令和5年12月22日（金曜日）15時までに担当機関へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

提出された資料については、返却しません。なお、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- イ 営業概要書（別記様式2）
- ウ 同種業務の履行実績調書（別記様式3）※該当する場合のみ
確認できる書類の写しを添付すること
- エ 誓約書（別記様式4）
- オ 屋外広告業者登録証の写し
- カ 建設業許可通知もしくは建設業許可証明書の写し

(2) 担当機関

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県プロサッカー振興協議会（事務局：佐賀県 SAGA2024・SSP推進局 スポーツ課内）

電話 0952-25-7334 FAX 0952-25-7375

電子メールアドレス sports@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認通知等

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。3の提出期限までに提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。なお、入札参加資格の確認結果及び入札保証金の免除の有無については、令和5年12月25日（月曜日）までに通知します。

また、通知の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を令和5年12月27日（水曜日）17時までに、説明請求書（別記様式5）により、3の担当機関に請求することができます。

(2) 質問の受付等

ア 質問期限

令和5年12月27日（水曜日）までに、電子メールにより質問書（別記様式6）を3の担当機関あて提出してください。

イ 質問に対する回答期限

令和5年12月5日（金曜日）までに、佐賀県ホームページに掲載します。

ウ 問合わせ先

3の担当機関に同じ。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3の担当機関に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和6年1月5日（金曜日）まで佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年1月12日（金曜日）15時

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁6階 スポーツ課執務室

(5) 入札方法等

ア 入札は、入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。入札書は所定の様式（別記様式7）により作成し、持参により提出してください。

ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」（別記様式8）を提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない佐賀県プロサッカー振興協議会事務局員を立ち合わせて行います。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

① 入札までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

② 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

③ 入札保証金の納付は、入札日当日の入札開始時間前までに納付してください。「預り書」をお渡しいたします。なお、落札者以外については、「預り書」と引き換えに入札後に全額返還します。

④ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 佐賀県プロサッカー振興協議会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第3号に該当する場合

イ 契約保証金

① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

② 落札決定者の入札保証金は、契約保証金に充当できます。

③ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記アの②の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

④ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 佐賀県プロサッカー振興協議会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 佐賀県財務規則第115条第3項第4号に該当する場合

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにはいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」（別記様式9）を提出してください。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(9) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(10) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- オ 一人で二以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者

(11) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない佐賀県プロサッカー振興協議会事務局員にくじを引かせるものとします。

イ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、入札書比較価格以下の入札がない場合）は直ちに再度入札（第一回目を含め三回を限度）を行います。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限ります。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 代金の支払方法 完了払

(4) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(5) 問合せ先

佐賀県SAGA2024・SSP推進局スポーツ課内

佐賀県プロサッカー振興協議会

電話 0952-25-7334

電子メールアドレス sports@pref.saga.lg.jp